近通環第４４６号

株式会社ハロッズ

平成19年9月4日付けで申請の広帯域電力線搬送通信設備の型式について、電波法施行規則第４６条の２第１項の規定により、次のとおり指定する。

平成19年9月27日

総務大臣

型式名	指定番号
ＨＰ－７０５０	第ＥＴ－０７０１１号

近通環第４４６号
平成１９年　９月２７日

株式会社ハロッズ
　代表取締役　福原　敏明　殿

近畿総合通信局長

電力線搬送通信設備の販売等に際しての購入者への周知等について

本日、型式の指定を行った電力線搬送通信設備につきましては、その運用方法や運用環境によっては無線設備の機能に障害を与える可能性等があることから、下記事項についてご協力いただきますようお願いいたします。

記

1　型式の指定を受けた電力線搬送通信設備に関し、取扱説明書に明記するなどして、購入者等に対し、以下の事項を周知すること。
(1) 屋内でのみ使用可能であること（電波法施行規則第44条第２項第２号)。
(2) 電力線搬送通信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを総務大臣から命じられることがあること（電波法第101条及び第82条第１項)。
(3) 電力線搬送通信設備の機能停止の方法等。
(4) 万一の障害発生時の型式指定申請者における相談窓口。
(5) 近辺で使用できない機器があればその機器。
(6) 他の無線設備からの影響により、その性能を制約される可能性がある機器であること。

2　万一障害が発生した場合には、その除去に積極的に協力すること。

3　漏えい電磁波の低減技術の高度化など、障害発生の防止に努めること。

お知らせ

株式会社ハロッズ
　代表取締役　福原　敏明　殿

近畿総合通信局長

厚生労働省から総務省に対し、次の事項について型式指定を受けた者あて協力要請するよう依頼がありましたので、お知らせします。

1　広帯域電力線搬送通信設備による医療機器への影響が完全には否定できず、医療機器によっては誤作動を生じさせるおそれがあること、医療機関及び居宅等の環境下において広帯域電力線搬送通信設備と医療機器を併用する場合には安全対策上の措置を講ずるべきことについて、取扱説明書等の媒体を用いて広帯域電力線搬送通信設備の購入者等に対し周知すること。

2　購入者等から広帯域電力線搬送通信設備と医療機器の併用時における医療機器の誤作動に関する情報を得た場合は、速やかに厚生労働省医薬食品安全局安全対策課に報告すること。